

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック ～学術研究者のための“個人情報”の取扱い方について～ の概要

2022年7月27日

東京大学大学院法学政治学研究科教授・国立情報学研究所客員教授 穴戸 常寿

1.0 ハンドブックの発行

ビッグデータ時代の研究の個人情報保護ルールの全体像を説明 「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック」を発行

- 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（NII、所長：喜連川 優）は、日本学術会議の協力を得て、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック ～学術研究者のための“個人情報”の取扱い方について～」を作成し公開しました。このハンドブックは、研究者がデータを取り扱う際の注意点をまとめ、わかりやすく解説したものです。
- NIIに「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会」（座長：喜連川 優、座長代理：穴戸 常寿）を設置し有識者で議論するとともに、日本学術会議会員ならびに連携会員へのアンケートで集まった疑問点等をQ&A形式で反映するなど、学術研究の実際に沿った内容になっています。

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック：目次

オープンサイエンスのための
データ管理基盤ハンドブック

～学術研究者のための“個人情報”の
取扱い方について～

(第1版)

2022年7月27日

国立情報学研究所

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤
ハンドブックにかかる検討会 編

目次：

1. ハンドブックの趣旨と想定読者
2. ハンドブックの読み方
3. 定義：対象となる情報とは
4. 定義：対象となる取扱者とは
5. 定義：その他
6. 研究利用目的での例外の考え方
7. 研究分野毎の留意点
8. 研究における個人情報の利用形式の検討
9. 研究の各側面における個人情報取扱いの注意点：研究計画の策定
10. 研究の各側面における個人情報取扱いの注意点：研究における個人情報の取得
11. 研究の各側面における個人情報取扱いの注意点：研究における個人データの管理
12. 研究の各側面における個人情報取扱いの注意点：個人情報の共有
13. 研究の各側面における個人情報取扱いの注意点：保有個人データ・保有個人情報の取扱い
14. 講ずべき安全管理措置

1.1 ハンドブックの趣旨

- 近時の学術研究においては、分野を問わず、多種多様なデータを取り扱うことが増えている。データの利活用は、今後の学術研究を進展させるために極めて重要な役割を果たす一方、取扱いを誤ったときには個人の権利利益が害されることとなり、研究の中止や研究成果の撤回に追い込まれるといったリスクも増える等、その取扱いは容易ではない。
- 研究者の皆様からは、とりわけ個人情報を含むデータに関するルールが具体的にどのようなものであるか分からず、その取扱いを躊躇するといった声が聞かれる。
- さらに、2022年4月から施行された個人情報保護法においては、公的部門・民間部門を問わず学術研究分野の規律が民間部門に統一されるとともに、安全管理措置等の規定の適用を受けることになる。そして、学術研究機関等においては、利用目的や第三者提供の制限等に例外が規定される一方で、同法の遵守とともに、学術研究目的で行う個人情報の適正な取扱いを確保するために、自主規範策定等によるデータガバナンス体制の構築が求められている。

1.1 ハンドブックの趣旨

- 国立情報学研究所（NII）では、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォームである研究データ基盤システムNII Research Data Cloudの一部として研究データ管理基盤GakuNin RDMの整備を進めているが、上述の法制度に起因する混乱を避けるべく、文部科学省と連携の下、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会」を設置し、日本学術会議と連携し、データを取り扱う際の注意点を丁寧に纏めた研究者のためのハンドブックを作成した。

【参考：GRDM】

2021年に運用開始した、研究プロジェクト実施中に、個人の研究者あるいは研究グループが研究データや関連の資料を管理するための研究データ管理基盤。既存のストレージや研究ソフトウェアと連携し、クローズドな空間で、研究プロジェクトに関わるファイルのバージョン管理や、メンバー内でのアクセスコントロールができる。研究公正への対応としての研究証跡を記録する機能や、ファイルを保存する機能を有する。RDMは「研究データ管理（research data management）」を意味する。

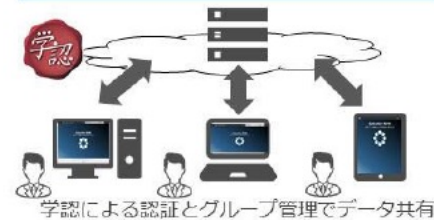
詳細は、以下 URL 参照。

<https://rcos.nii.ac.jp/service/rdm/>

<https://rdm.nii.ac.jp/>

研究データ管理(RDM)サービス GakuNin RDMの概要

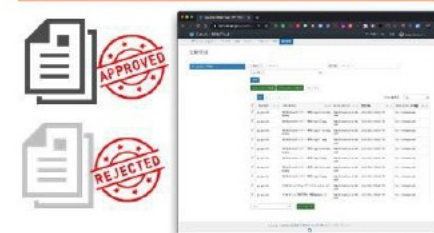
研究データ共有・管理機能



NII研究データ基盤や外部ツールとの連携



研究証跡の保存機能



機関利用のシステム管理者のための管理機能



1.1 ハンドブックの趣旨

- ハンドブックの読者は、主として大学等の研究機関に属する研究者を想定した。これに加えて企業等民間の研究機関に属する研究者、大学事務、研究機関内の研究倫理審査委員会に携わる方等にも有用な内容となるよう作成した。
- 各章ではまずはポイントを、次いで具体的なQ&Aを示した。このQ&A作成に当たっては、日本学術会議・連携会員に対するアンケート結果を反映した。このアンケートでは、実務の場において困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述いただいた。ご協力をいただいた方々に感謝申し上げます。
- ハンドブック作成に当たっては、検討会のメンバー以外にも、文部科学省などの様々な関係者から、有益なご助言をいただいた。改めて感謝申し上げます。
- なお、データの取扱いにおいて配慮すべき事項は、個人情報保護法にとどまらず、著作権や特許等の知的財産権も含め幅広い領域にまたがっている。今回（第1版）は、まずは欧州で大規模な法改正が行われ、米国でも様々に動きがあり、日本でも直近の法改正の影響を大きく受ける個人情報保護法に焦点を当てた。今後も研究者にとっても有用なものとなるよう、内容を充実していく所存である。

検討委員会 構成員

(座長)

喜連川 優

国立情報学研究所所長

(2022年7月27日現在)

生貝 直人

一橋大学大学院法学研究科准教授

石井 夏生利

中央大学国際情報学部教授

岡村 久道

英知法律事務所 弁護士、国立情報学研究所客員教授

奥邨 弘司

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

佐藤 健

国立情報学研究所情報学プリンシプル研究系教授

(座長代理)

穴戸 常寿

東京大学大学院法学政治学研究科教授、国立情報学研究所客員教授

高橋 克巳

NTT 社会情報研究所 チーフ・セキュリティ・サイエンティスト

国立情報学研究所特任研究員

西貝 吉晃

千葉大学大学院社会科学研究院准教授

森 亮二

英知法律事務所 弁護士、国立情報学研究所客員教授

山地 一禎

国立情報学研究所教授オープンサイエンス基盤研究センター長

吉川 正俊

京都大学大学院情報学研究科教授

ハンドブックの今後

- NIIのホームページで公開。
<https://www.nii.ac.jp/service/handbook/>
- CC BY-NDの条件により、広く利用されることを期待。
- これで終わりではなく、研究者コミュニティから幅広く質問や指摘をいただき、可能な範囲・スピードで対応するとともに、アジャイルでハンドブック本体を改訂していくことを予定。
- 個人情報だけではなく、オープンサイエンスのためのデータの取扱いに関する法令や規範等についても、研究者コミュニティのニーズを把握しながら、引き続きハンドブック作成の検討を進めていきたい。

権利者：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国立情報学研究所

第1版公表 2022年7月27日

CC BY-ND

現著作者の表示・改変禁止の条件で、作品の利用を許可します。



アンケート概要

■ 概要

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声が聞かれる。

こうしたデータを円滑に利活用できるようにするための検討の基礎資料として、研究の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについて、日本学術会議オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会のご賛同を得て、検討会と共同の形を採り、学術会議事務局を通じて会員・連携会員にアンケートを実施し、回答をいただいた。

■ 実施期間：2021年12月24日～2022年1月17日

■ 回答数： 102（※切後来着分含む）

■ 詳細は「オープンサイエンスと研究データ基盤整備の現状：アンケート結果速報」学術フォーラム「COVID-19時代のデータ社会とオープンサイエンス」（2022年3月）を参照

<https://www.scj.go.jp/ja/event/pdf3/318-s-0325-t7.pdf>

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤

ハンドブック作成のためのアンケート 質問票

2021年12月24日

日本学術会議

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会

国立情報学研究所

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声が聞かれる。こうしたデータを円滑に利活用できるようにするための検討の基礎資料として、研究の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについてのアンケートにご協力いただきたいと思います。困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述していただくようお願いいたします。【締切：2022年1月17日（月）】

※ 自由記述欄については、字数の制限はございませんので、できるだけ詳細にお書きください。

Q1：研究活動において個人情報を取り扱うことがあります。（SA）

☐ はい ☐ いいえ

Q2：個人情報を取り扱う場合のリスクについて、事前に検討を行いますか。（SA）

☐ 研究グループ内で行う ☐ 所属機関内の専門部署に相談する
☐ 所属機関外の専門家に相談する ☐ 検討は行わない

Q3-1：個人情報を取り扱う場合、所属機関で何らかの審査を求められますか。（SA）

☐ はい ☐ いいえ

Q3-2：「はい」と回答した場合、具体的にどのような審査ですか。（FA）

（ ）

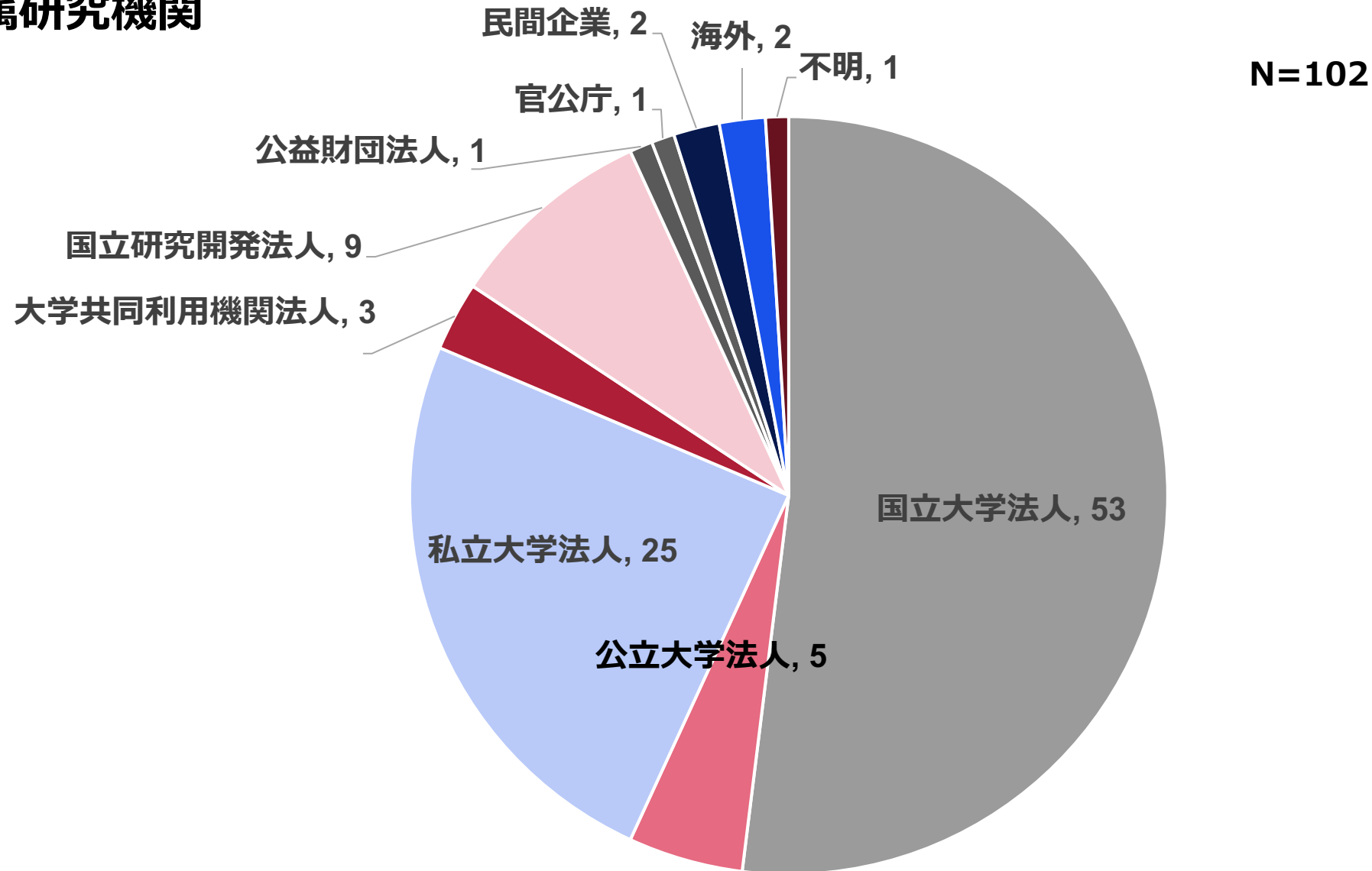
個人情報を研究に利用しようとした際に、次のようなことがありましたか。該当する場合には、その具体的な内容についても教えてください。

Q4-1：個人情報保護法をはじめとした法令上の不明確性があった。（MA）

☐ 不明確に感じたことがあった ☐ 不明確に感じて研究計画を見直したことがある
☐ 不明確に感じて研究計画を断念したことがある

回答者の属性（1）

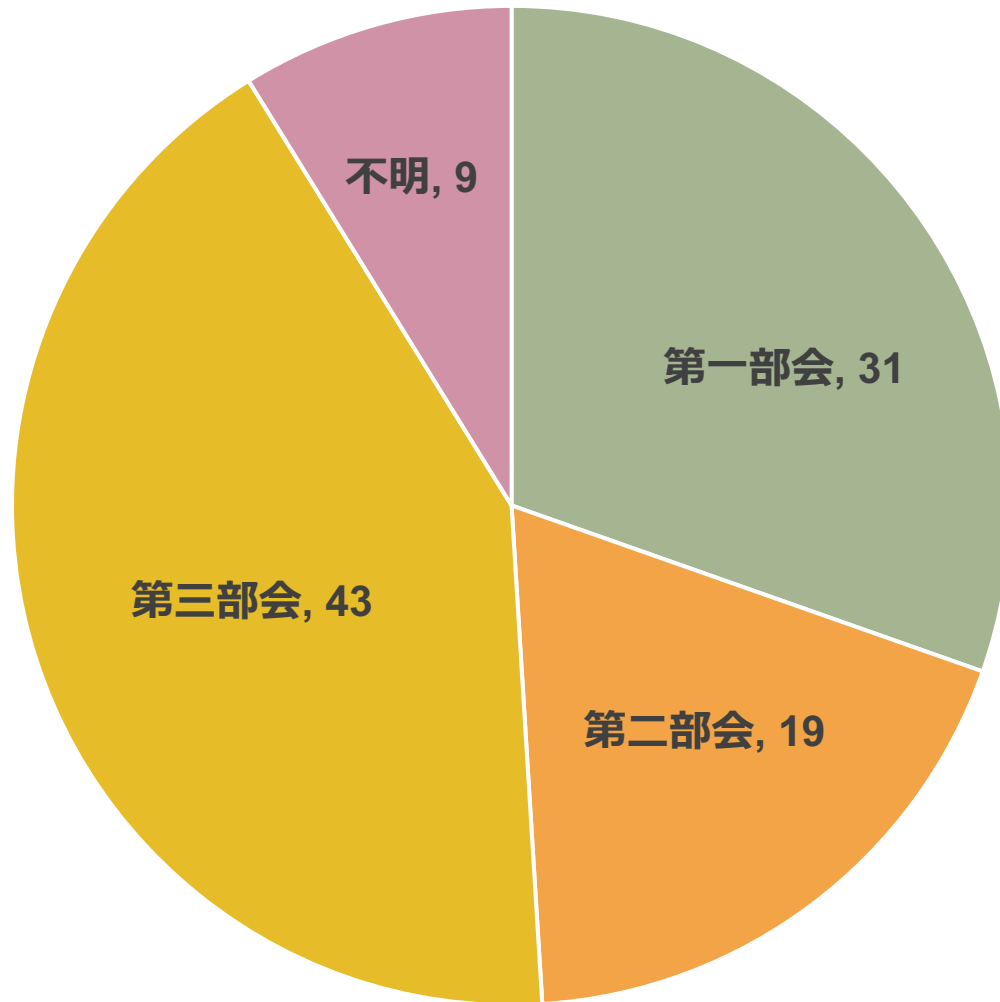
■ 所属研究機関



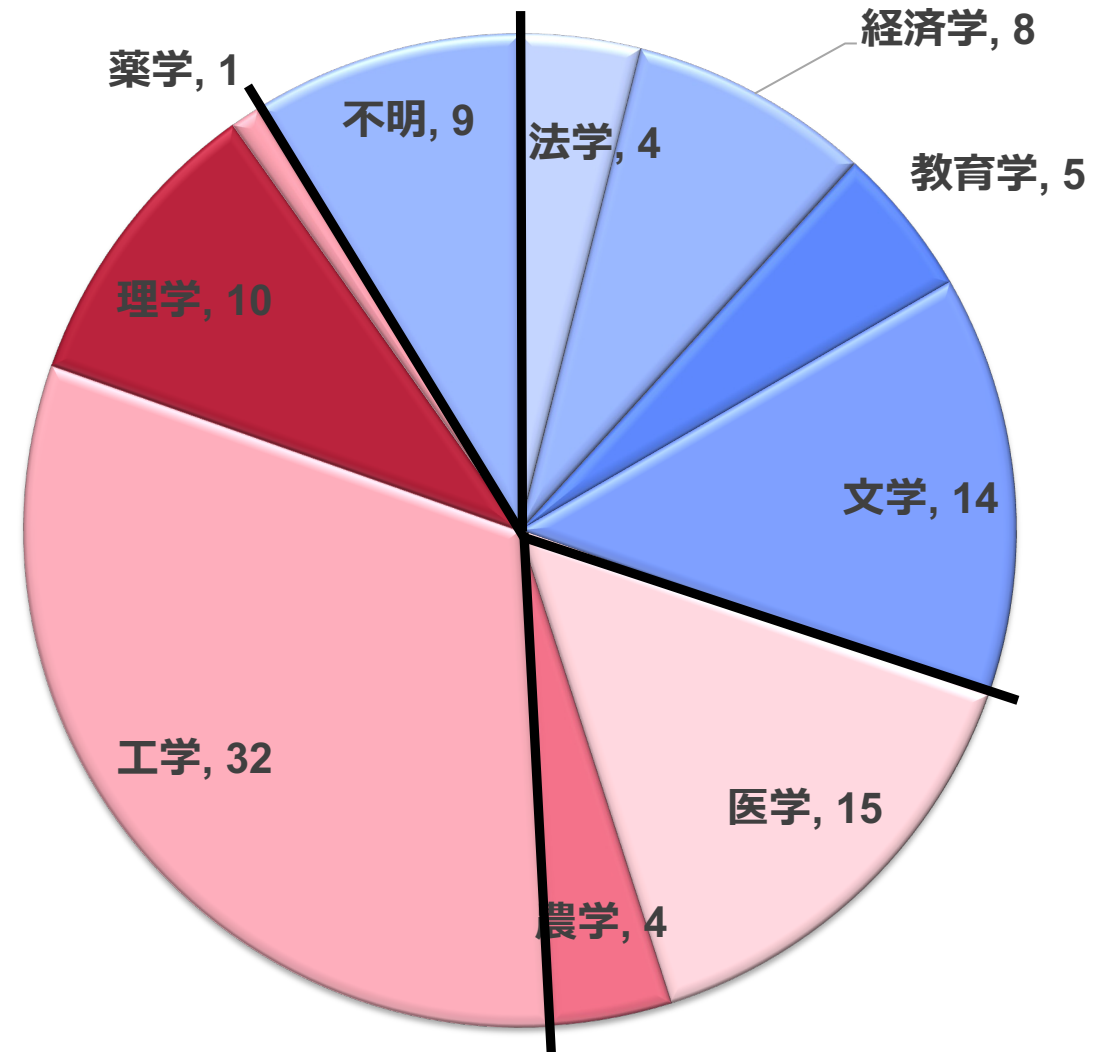
回答者の属性（2）

■ 学問領域

N=102



N=102



アンケートまとめ（考察）

- 個人情報の取扱いについて、**法令の不明確さ、リスク懸念、手続きの煩雑さ、クラウド利用の不安**など、**それぞれ一定数の研究者が不安や懸念**を感じており、研究成果の公開方法を見直したり、リスク懸念のあるデータを取り除いたりしていることが判明した。
- 上記のような不安や懸念を取り除き、研究者が安心して個人情報を含むデータを取り扱う指針を作ってオープンサイエンスの推進に資することが**本プロジェクトの目的であり、その意義を改めて確認**することができた。
- アンケートからは、学術研究一般における個人データ取扱いの共通の課題とともに、各研究分野や研究の特性ごとの課題や問題意識の違いが窺われた。
- アンケートのなかで、**多数ではないものの一定数が次の意見**を示しており、研究やその成果公開での懸案となっていることがうかがえる。
 - **各所属機関の倫理審査委員会等での基準のばらつき、運用の不透明さ**（法令解釈の難しさ）を解消すること（共同研究の際にも問題になる）⇒いわゆる倫理委員会3000個問題
 - **個別分野ごとの特性**（反映の必要があるのか？）
 - **クラウド**を安心して利用できる環境にないこと（委託をめぐる理解が困難）

2.1 ハンドブック各章の関係性

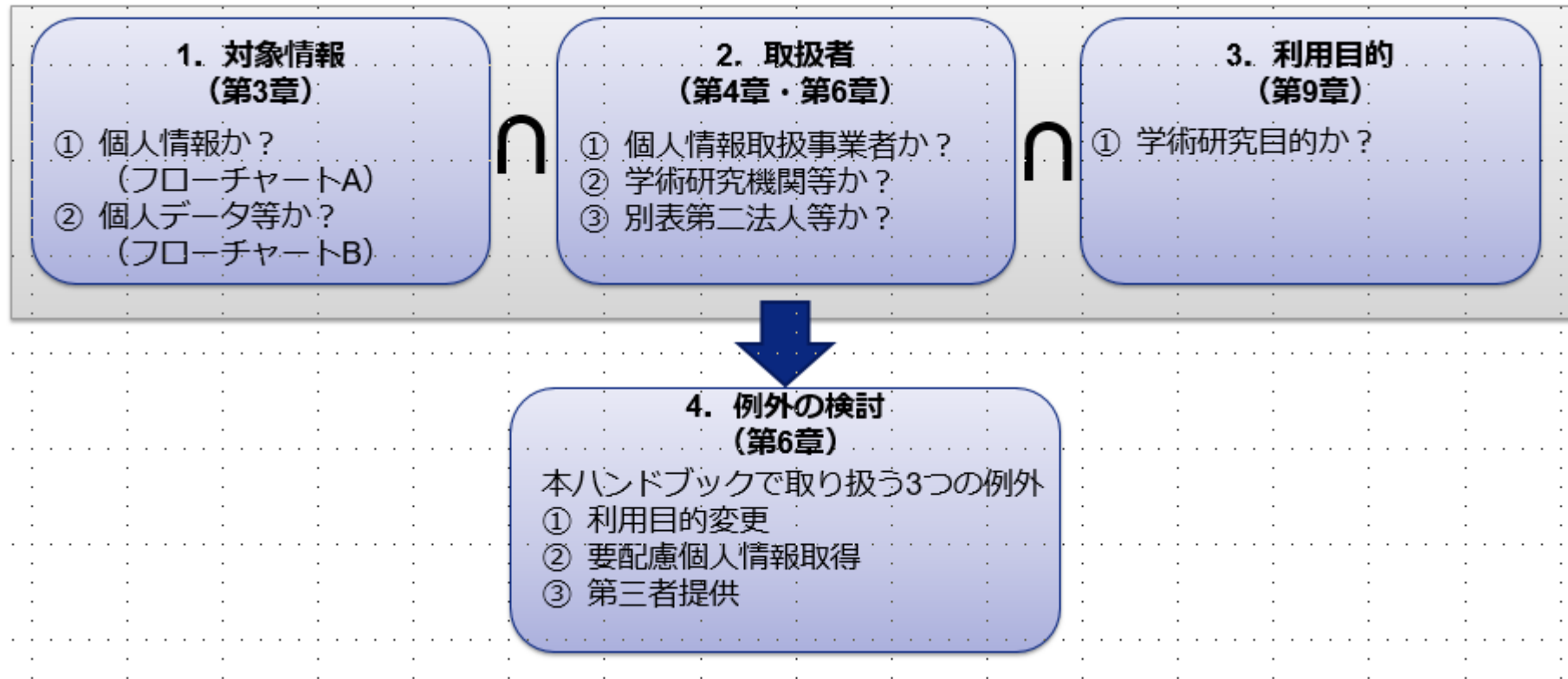
- 本ハンドブックでは、研究分野において配慮すべき事項を検討する前に、前提として必要となる基礎知識について、まずは定義について第3章（対象となる情報）、第4章（対象となる取扱者）、第5章（その他）としてまとめている。
- これらを踏まえたうえで、研究実務で特に重要になるのは第6章（研究利用目的での例外の考え方）と第7章（研究分野毎の留意点）となる。
- 学術研究機関等における学術研究目的の利用であれば個人情報保護法の一部の規律の適用が除外される（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）一方で、安全管理措置等適用される規律もある点に留意が必要である。また、国立大学や国立研究開発法人等においては、個人情報の取扱いについて基本的には民間部門に係る法第4章の規律が適用されるものの、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門に係る法第5章の規律が適用される点にも留意する必要がある。

2.1 ハンドブック各章の関係性（続）

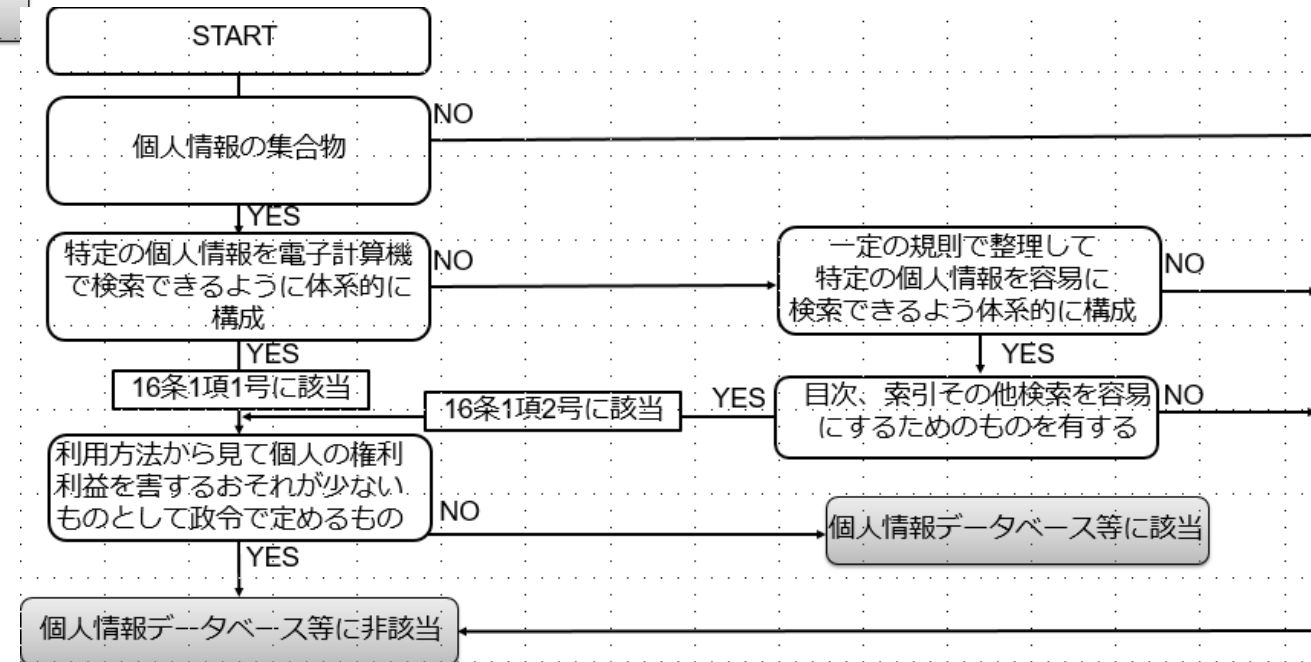
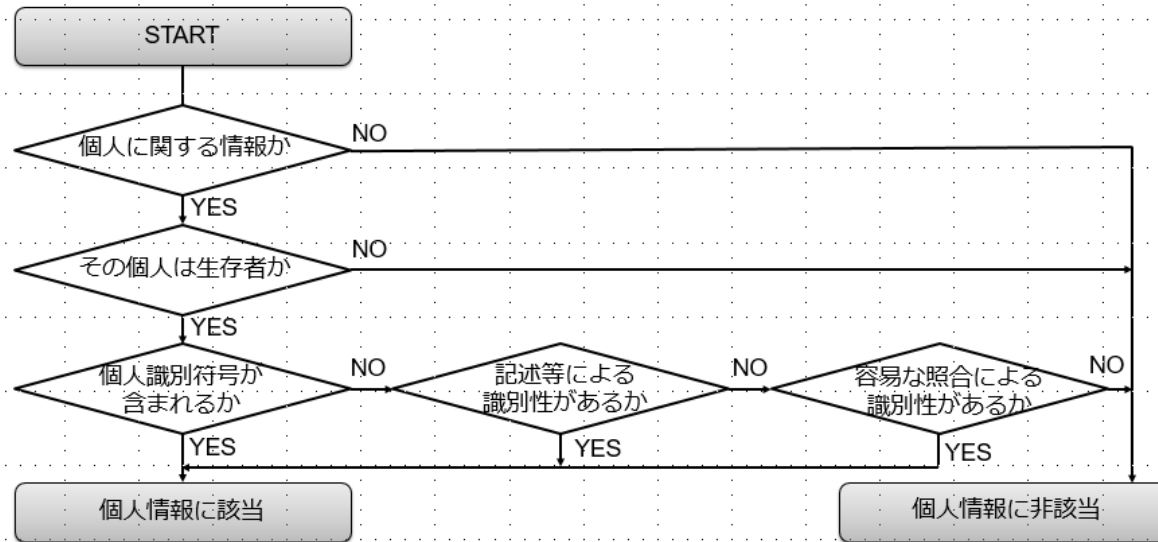
- 次に、実際に個人情報を利用する場合を想定し、第8章（利用形式の検討）で匿名加工・仮名加工・統計化等の生データを加工することによる対応を検討いただくこととなる。
- 個人情報を取り扱う研究を行う際には、研究の各側面における注意点を、第9章（研究計画の策定）、第10章（個人情報の取得）、第11章（個人データの管理）、第12章（個人情報の共有）、第13章（保有個人データ・保有個人情報の取扱い）、第14章（安全管理措置）と詳述している。
- 各章ではまずポイントを、次いで具体的なQ&Aを示したうえで、各項目の詳細を説明している。
- なお、本ハンドブックの構成は個人情報保護法上求められる一般的な個人情報等の適正な取扱いの検討枠組みに基づいている。学術研究分野における利用の検討を進めるに当たっては、学術研究分野における例外の該当性について、あわせて確認する必要がある。

2.2 学術研究分野における個人情報保護チェックリスト

- 学術研究分野における個人情報の利用にあたっては、個人情報保護法上、主に3つの例外が認められている。それぞれ、利用目的変更による制限の例外、要配慮個人情報取得の制限の例外、第三者提供の制限の例外、がこれにあたる。これによって、通常は個人情報取扱事業者に課される規律が緩和されている。



2.2 学術研究分野における個人情報保護チェックリスト（続）



4 定義：対象となる取扱者

4.1 ポイント：

個人情報取扱事業者の 定義と義務について 概説

4 定義：対象となる取扱者とは

4.1 ポイント

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問われない。個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。学会等をはじめとして研究者個人が個人情報取扱事業者に該当する場合もある。なお、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人は個人情報取扱事業者から除かれている。

個人情報取扱事業者には、大きく、以下のようなことが義務づけられている。

- 個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定し、原則として利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
- 個人情報を取得する場合には、利用目的を通知・公表しなければならない。なお、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得してはならない。
- 個人データを安全に管理し、従業員や委託先も監督しなければならない。
- 個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって一定の場合には、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告し、本人に通知を行わなければならない。
- あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供してはならない。
- 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度についての情報等を当該本人に提供しなければならない。
- 個人データの第三者提供を行う場合及び第三者提供を受ける場合には、必要な事項について確認し記録しなければならない。
- 第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないうで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
- 保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名、安全管理のために講じた措置等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
- 事業者の保有する個人データに関し、本人からの求めがあった場合には、その開示を行わなければならない。

- 事業者が保有する個人データの内容が事実でないという理由で本人から個人データの訂正や削除、利用や第三者提供の停止を求められた場合、訂正や削除、利用や第三者提供の停止に応じなければならない。
- 個人情報の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理しなければならない。

4 定義：対象となる取扱者

4.2 Q&A

想定されるQ&Aを数個掲載。ここでは

- ・学会のような団体も規制対象となるのか
- ・大学で示されているルールを守る以外の義務



詳しく知りたい方向けに、それぞれ以下の節で詳説。

4.3 個人情報取扱事業者

4.4 個人関連情報取扱事業者

4.5 匿名加工情報取扱事業者

4.6 仮名加工情報取扱事業者

4.2 Q&A

Q4-1：学会のような団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A4-1：受けます。非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者該当します。ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいいます。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のほか、サークルやマンション管理組合なども、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者該当します。

Q4-2：大学で示されているルールを守る以外に個人情報に関してどのような義務がありますか。

A4-2：個人情報保護法により、個人情報取扱事業者には、主に 4.1（ポイント）で示したような義務が課せられます。これらの詳細については、4.3 項以下をご覧ください。なお、国立大学法人を含む別表第二法人等は適用される規律が一部異なりますので、併せて、別表第二法人等に関する項目（6.9 別表第二法人等）をご覧ください。

アンケートを反映したQ&Aの例（１）

章	寄せられたQ	A
5 定義その他	公開した研究成果に基づいて将来どのような影響があるか分かりません。同意を得れば、将来問題が起こったとしても訴えられることはなくなるのでしょうか。	公開した研究成果に個人データが含まれる場合には、個人情報保護法の規定に従って同意を取得したり、適切な安全管理措置を講じることなどが求められますが、個人情報保護法の規律を遵守している場合であっても、プライバシー権等の侵害を理由に民事上の不法行為責任を追及されるなどの問題が発生する可能性はあるため、個人情報保護法の規律を遵守することをもって当該研究成果に関して発生する全ての問題について免責されるわけではありません
7 研究分野毎の留意点	メタバースのアバターのデータを取り扱う際にとりわけどのような点に留意する必要がありますか。	アバターによって取扱い異なります。当該アバターのデータ自体により、又は他の情報と容易に照合することができ、それによって特定個人を識別することができる場合には個人情報に当たり、特定の個人を識別することができない場合であっても生存する個人に関する情報に当たる場合には個人関連情報に当たるため、個人情報保護法の関係規定が適用されることとなります。加えて、アバターは作成者の著作物に当たるため、保存期間を決めるなどして取り扱う必要があります。また、他者の肖像権・他社の商標権を侵害することがないように、事前にその旨を定めた規約を作成し、同意を取るべきです。
7 研究分野毎の留意点	倫理審査において、自然科学系と人文社会系で別の基準を設けることはできますか。できるという場合、どのような差異を設けるべきか、基準はありますか。例えば、人の生命を扱う医学系について、重い基準とすること、また、子孫への影響を与えうるゲノムについて、他の分野と別の基準を設けることは可能ですか。	別の基準を設けることは可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが想定されます。

アンケートを反映したQ&Aの例（2）

章	寄せられたQ	A
7 研究分野毎の留意点	倫理審査において、宗教、政治的信条、財産状況、家族構成、職業、学歴等の人文科学系の機微情報を扱う場合、何らかの重い基準を設けることは可能ですか。	可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが相当されます。なお、思想や信仰は、個人情報保護法上「要配慮個人情報」に該当し、その取得や提供の際に、一般の個人情報よりも厳格な規律が課せられています。
7 研究分野毎の留意点	崇高な研究目的、教育目的のための個人情報の利用は、「フェアユース」として認められるべきではないですか。	米国著作権法に定める「フェアユース」とは若干異なりますが、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供等の各場面で例外規定が設けられています。詳しくは第6章をご覧ください。

アンケートを反映したQ&Aの例（3）

章	寄せられたQ	A
7 研究分野毎の留意点	分野ごとに個人情報保護の姿勢が異なり、異分野間で共同研究をする際、保護意識の強い研究者とまったく意識しない研究者が混在し、研究自体が難しくなる傾向があります。何か良い方法はありますか。	今日の研究活動において、個人情報保護法の遵守をはじめとした適切な保護措置の実施は分野を問わず不可欠となっています。各研究機関や資金配分機関が実施する研究倫理教育プログラムの全研究メンバーの受講を確実なものとするほか、研究プロジェクトで扱う情報の性質に応じた対応指針を明確化し、研究メンバーへの周知徹底を行うことが望ましいと言えます。
7 研究分野毎の留意点	基礎科学分野(例えば天体観測情報など)で、利権が絡みづらい内容の共同研究で、毎度、他の分野と同様の厳しい制限があるのは国際共同研究推進の足かせになります。営利企業ではないアカデミックの研究者へ個人情報を簡便に提供する方法はありませんか。	日本の個人情報保護法においては、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供の各場面で例外規定が設けられています。詳しくは第6章をご覧ください。個人情報保護法第28条では、外国にある第三者への提供は本人の同意に基づくことが規定されており、個人の利益権利を保護する上で日本と同等の水準にある外国については例外として取り扱うとされています。個人情報保護の考え方は国によって大きな違いがあります。国際共同研究の相手先の国によっては、より強い個人情報の保護が求められたり、相手先の国から個人情報を持ち出したりすることが禁止されることもあります。事前に相手先の国のルールを確認し、研究計画を立てることをおすすめします。 さらに、相手先の国のルールで、国家機関が民間の情報にアクセスすることを認めている場合があります。国際共同研究の場合は、経済安全保障の観点からも慎重な取扱いを行うように留意して下さい。

アンケートを反映したQ&Aの例（４）

章	寄せられたQ	A
11 研究における個人データの管理	外国の事業者が運営するクラウドを利用していますが、サーバは国内にある場合、外国にある第三者への提供に該当しますか。	当該クラウドを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供に該当しません。当該クラウドを運営する外国にある事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。なお、国立情報学研究所の学認クラウド導入支援サービスでは、クラウドサービスのチェックリストに基づいて、クラウド事業者によるデータの使用权に関する調査結果を大学等の利用機関に提供しています。
12 個人情報共有	個人情報等の取扱いについて、海外で情報収集する場合、海外の機関と共同研究をする場合などに配慮すべき事項はありますか。	本ハンドブックでは日本の個人情報保護法制に焦点を絞った解説を行っていますが、今日では新興国を含む世界中の国や地域ごとに異なる個人情報保護法制が制定されており、その中には日本の法制度とは大きく異なる規律を持つものも少なくありません。外国の個人情報等を日本の研究機関が取り扱う場合には、例えばその相手国の法制度における個人情報等の国外持ち出しに関わる越境移転規制（日本の個人情報保護法第28条については本章参照）や、日本から行う外国の個人情報等の取得や利用にその国の法律が適用される域外適用等への対応などが必要になります。外国の個人情報保護法制を独力で正確に理解して対応することは一般的に容易ではなく、必要に応じ、相手国の法律に精通した専門家への相談を行うことが望ましいと言えます。個人情報保護法においては、外国にある個人情報取扱事業者等が、日本の居住者等国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、法が適用されるとされています（法第166条）。なお、域外適用の対象となる場合は、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれます。

アンケートを反映したQ&Aの例（５）

章	寄せられたQ	A
14 講ずべき安全管理措置	個人情報の取り扱いについて得た同意書は、いつまで保管すればいいのか。長期保存は難しい。	当該同意書が第三者提供に係る確認記録義務の規定に基づく記録（法第29条第1項及び規則第20条第1項第2号イ又は法第30条第3項及び規則第24条第1項第2号イ）に当たる場合には、各規定において求められる期間保存する必要があります。当該記録に当たらない場合においても、最低限、個人情報の取扱いを継続している間は保管することが望ましいと考えられます。取扱いを開始する段階で、取扱いや保管の期間を決め、それに対応するかたちで検討を行うという方法もあります。
14 講ずべき安全管理措置	個人データが入ったPCを外部に持ち運んでもいいのか。	個人データを取り扱う場合には、必要な安全管理措置等を適切に講じることが求められます。
14 講ずべき安全管理措置	倫理審査委員会への申請書類に、個人データの保管場所の明記を求められるが、どのように記載すればいいのか分かりません（サーバが分散されている等）。また、そもそもクラウド上に保管することは許されますか。	当該倫理審査委員会の基準に従ってください。法令上、クラウド利用が一律禁止されているわけではありません。
14 講ずべき安全管理措置	倫理審査規定に、個人情報とは所属機関内に保管することとあるが、この規定は必要か。	当該倫理審査委員会の基準に従ってください。法令上、個人情報を所属機関内に保管する義務は課せられていませんが、安全管理措置の観点から適切に取り扱っていただく必要があります。

- アンケートやヒアリングをもとに、専門家の協力を得て、約80の具体的な場面を想定したわかりやすいQ & Aを作成。

- 国立情報学研究所 総務部企画課企画チーム：handbook[at]nii.ac.jp